

放送機関の保護に関する条約案の概念図 (受益者、保護の対象、与えられる権利について)

資料3-2

1. 受益者

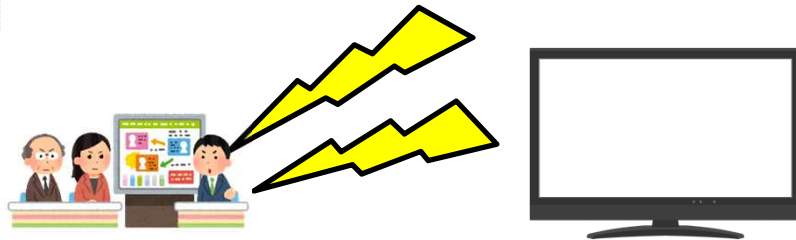
伝統的
放送機関



※ウェブキャスターは対象外

2. 保護の対象

(1) 放送(地上波、BS放送など)



(2) インターネット上の送信

① サイマルキャスト



② ニアサイマルキャスト



③ 異時送信(見逃し配信等)



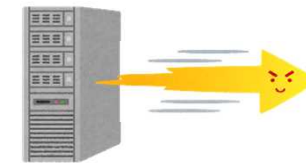
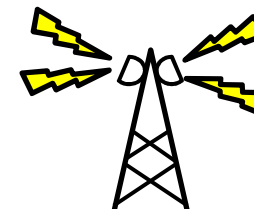
<アルゼンチン提案>

③-1: 放送と同等の異時送信⇒義務的保護
放送に相当するものを一定期間送信(キャッチアップ)

③-2: その他の異時送信 ⇒ 任意的保護

3. 与えられる権利

再送信権(同時、異時)



<米国提案>

再送信権を制限できるが、その場合には制限した部分について放送機関に対して適当かつ効果的な保護を与える。

米国の例

- ・放送機関が作成するコンテンツについては著作権による保護が可能
- ・電気通信法により再送信は放送機関の同意が必要
- ・独占的ライセンスを有していれば放送機関が著作権の権利行使可能